

表 3－4 水質汚濁防止法に定める特定施設（抜粋）

番 号	施 設	番 号	施 設
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	54	セメント製品製造業の用に供する施設
1 の 2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャー・ブ ラント
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	56	有機質砂かへ材製造業の用に供する混合施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設	59	砕石業の用に供する施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用 に供する施設	60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
5	みそ、しょう油、ソース、食酢などの製造業の用 に供する施設	62	非鉄金属製造業の用に供する施設
8	パン、菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗 製あんの沈でんそう	63	金属製品、機械器具製造業の用に供する施設
9	米菓又はこうじ製造業の用に供する洗米機	63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設の廃ガス洗浄施設
10	飲料製造業の用に供する施設	64 の 2	水道、工業用水道施設の浄水施設（沈でん施設、 ろ過施設）
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する 施設	65	酸又はアルカリによる表面処理施設
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	66	電気めっき施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	66 の 2	旅館業の用に供する施設
18 の 2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	66 の 3	共同調理場に設置されるちゅう房施設
19	紡績業、繊維製品製造・加工業の用に供する施設	66 の 4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう 房施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設	66 の 5	飲食店に設置されるちゅう房施設
21 の 2	一般製材業等の用に供する湿式パーカー	67	洗たく業の用に供する施設
21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像 洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設	68 の 2	病院で病床数が 300 以上であるものに設置され る施設
23	パルプ、紙、加工品の製造業の用に供する施設	70	廃油処理施設
23 の 2	新聞業等の用に供する自動式フィルム洗浄施設等	70 の 2	自動車分解整備等の用に供する洗車施設
27	無機化学工業製品製造業の用に供する施設	71	自動式車両洗浄施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	71 の 2	科学技術の試験研究機関の施設（洗浄施設、焼 入れ施設）
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	71 の 3	一般廃棄物処理施設である焼却施設
46	有機化学工業製品製造業の用に供する施設	71 の 4	産業廃棄物処理施設
47	医薬品製造業の用に供する施設	71 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は ジクロロメタンによる洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設	71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は ジクロロメタンによる蒸留施設
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造 業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防 振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴ ム板製造業の用に供する直接加硫施設	72	し尿処理施設
51 の 3	衛生用のゴム製品製造業の用に供するラテックス 成形型洗浄施設	73	下水道終末処理施設
53	ガラス製品製造業の用に供する施設	74	特定事業場から排出される水の処理施設